

化学教育賞等選考委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）会務部門規程及び委員会規程に基づき、会務部門傘下の化学教育賞等選考委員会（以下「委員会」と言う。）の運営等の方法に関する事項について定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会の任務は、化学教育賞及び化学教育有功賞の候補者を選考することである。

(委員会の構成)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員7名で構成する。

(委員等の選任)

第4条 委員長、副委員長及び委員の選任は、次の通りとする。

- (1) 委員会規程の定めにかかわらず、委員長及び副委員長は、会務部門長が候補者を選考し、運営会議の承認を得て会務部門長が委嘱する。なお、原則として、委員長候補者としては、前年の副委員長を選考するものとする。
- (2) 委員は、各支部又は会長から推薦された委員候補者並びに教育・普及部門から推薦された委員候補者のなかから、委員会規程の定めにかかわらず委員長及び副委員長が選考し、会務部門長が委嘱する。ただし、各支部から推薦する選考委員候補者数は、支部所属の個人正会員数に比例し、定員の2倍数を候補者として挙げる。
- (3) また、委員の委嘱に当っては、あらかじめ委員会開催の日取りを委員候補者に知らせ、委員会に出席できることを受諾の条件とする。
- (4) 化学教育賞又は化学教育有功賞の候補者として委員会に推薦された者（以下「推薦候補者」と言う。）、本部、支部推薦委員会委員、部会長、及びディビジョン主査は、委員になることはできない。
- (5) 委員委嘱後、委員が推薦候補者となった場合、及び、推薦候補者と直接的に利害関係者となる場合には、委員を辞退するものとする。この辞退者が出了した場合及び委員委嘱の際に辞退者が出了した場合は、委員長に人選を一任する。

(運営及び授賞件数)

第5条 委員会の運営については、表彰規程、部門規程、会務部門規程及び委員会規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 委員会には、担当理事が出席する。

3 授賞件数は、化学教育賞は3件以内、化学教育有功賞は5件以内とする。

(賞の対象)

第6条 化学教育賞及び化学教育有功賞の授賞対象は、次のとおりとする。

- (1) 化学教育賞は、原則として本会会員であって、国際的または全国的視野において化学教育上、特に顕著な業績又は功績のあった者に授与する。
- (2) 化学教育有功賞は、本会会員に限らず、化学教育に従事し、その組織又は地域において教育上顕著な業績又は功績のあった者、もしくは独創的な着想に基づく教育や評価方法の考案によって教育上顕著な貢献のあった者に授与する。

(候補者推薦手順)

第7条 化学教育賞及び化学教育有功賞受賞候補者の推薦に当り、各支部長は必要に応じ、その支部内の都道府県にある化学教育関係研究機関・団体等の協力を得て候補者を選び所定の様式による推薦書を作成し、受賞候補者を会長あてに8月末日までに推薦する。

(本部推薦委員会)

第8条 化学教育賞及び化学教育有功賞の候補者を推薦するため、本部推薦委員会を設置する。本部推薦委員会は教育・普及部門に委任する。

2 教育・普及部門は、本部推薦委員会を6月末日までに設置し、化学教育賞、化学教育有功賞の候補者を全国的視野で発掘し、委員会あて8月末日までに推薦する。

(部会長及びディビジョン主査からの推薦)

第9条 各部会長及び各ディビジョン主査は、化学教育賞及び化学教育有功賞の候補者を推薦することができます。各部会長及び各ディビジョン主査は、所定の様式による推薦書を作成し、受賞候補者を委員会あて8月末日までに推薦する。

(推薦件数)

第10条 支部長、本部推薦委員会委員長、各部会長、及び各ディビジョン主査から推薦できる化学教育賞及び化学教育有功賞の推薦候補者数は、特に制限を設けない。

(委員会における審議及び選考)

第11条 委員会は、原則として年1回、11月第1週の火曜日に開催し、化学教育賞及び化学教育有功賞の推薦候補者の業績内容の審議及び受賞候補者の選考を行う。この選考は、推薦候補者それぞれについて意見交換を行った後、投票により行い、業績説明などは行わない。なお、委員長・副委員長を含めた委員会の構成員に投票権を与える。

2 委員会を開催した際は議事録を作成し、会務部門長に提出しなければならない。

(選考結果の報告)

第12条 委員会は、受賞候補者の選定理由書を添えて12月20日までに会長に選考結果を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第13条 会長は、委員会から報告のあった受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。

(受賞者の表彰)

第14条 受賞者の表彰は、毎年、表彰式において行い、表彰楯を授与する。

(賞の英文名)

第15条 化学教育賞の英文名は、“The Chemical Society of Japan Award for Chemical Education for (受賞西暦年度)”、化学教育有功賞の英文名は、“The Chemical Society of Japan Award for Merits for Chemical Education for (受賞西暦年度)”とする。

(秘密の保持)

第16条 委員会の構成員及び事務局は、申請書の内容及び委員会での審議内容等に関し、秘密を保持するものとする。

2 委員会の構成員名及び受賞者名は受賞が決定するまでは、公表しないものとする。

(改 廃)

第17条 この規則の改廃は、担当理事の発議で会務部門長が決定する。

附 則

- 1 この規則の施行に関し、必要な事項は別紙に定める。
- 2 この規則は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成23年3月1日）から施行する。

（平成23年2月28日 会務部門長決定 制定）

（平成23年9月27日 会務部門長決定 第1回改訂）

（平成24年2月7日 会務部門長決定 第2回改訂）

（平成26年7月17日 会務部門長決定 第3回改訂）

(別紙)

化学教育賞・化学教育有功賞受賞候補者選出投票方法

- (1) 選考委員会の判断で最終的な授賞件数を決定することができる。
- (2) 投票方法は原則として以下のとおりとする。なお、投票の際、各候補の得票数を記録し、伏せておく。

【投票手順】

投票の前に授賞件数を決める。

- ① 全候補に対し授賞件数連記で投票する。委員の投票1つにつき1点として候補者ごとに集計し、上記授賞件数以内で、直近の下位と2点以上差があれば、その上位者を当選者とする。直近の下位と2点差が複数あるときは、授賞件数に近い2点差のところから上位すべてを当選者とする。もし、そのような候補者がなければ上から2件（同点者があれば授賞件数の範囲まで）を当選者とする。
- ② 残った候補者に対して、 $(\text{授賞件数} - \text{既当選者数})$ 件連記で投票し、 $(\text{授賞件数} - \text{既当選者数})$ 件以内で、直近の下位と2点以上差があれば、その上位者を当選者とする。そのような候補者がなければ、上から2件（同点者があれば授賞件数の範囲まで、 $(\text{授賞件数} - \text{既当選者数})$ が1件の場合は1件）を選ぶ。この手順を繰り返して授賞者を選ぶ。
- ③ ①、②の選考において、直近の下位と2点以上の差がなく、2位の同点者が授賞件数を越えて並んだ場合は、1位を当選者とする。
- ④ その他の同点者の取り扱いについては、選考委員会において判断する。
- ⑤ 上記連記投票において、所定の連記のないもの、同一人を連記したものは、その投票全部を無効とする。
- ⑥ 開票の立会いは、委員長、副委員長および担当理事が行う。

以上